

【イタリア】新型コロナウイルス感染症対策 —感染抑止のための制限措置を踏まえた事業者への助成等—

海外立法情報課 芦田 淳

* 2020年10月、政府の制限措置により影響を受ける事業者及び労働者に対して約56億ユーロ（約6900億円）の経済的支援を行うことなどを定めた緊急法律命令が制定された。

1 制定及び承認

2020年10月28日、2020年緊急法律命令¹第137号「新型コロナウイルス感染症による疫学上の緊急事態に関連した、健康の保護、労働者及び企業に対する支援並びに裁判及び安全に関する緊急追加措置」（全35か条。以下「137号命令」）²が制定された。同命令は、2020年10月29日に施行された後、2020年12月18日法律第176号「新型コロナウイルス感染症による疫学上の緊急事態に関連した、健康の保護、労働者及び企業に対する支援並びに裁判及び安全に関する緊急追加措置に係る2020年10月28日緊急法律命令第137号の改正を伴う法律への転換」³により、84か条を加えるなどの改正とともに承認された。

2 137号命令の概要

137号命令の構成は、第1部「企業及び経済に対する支援」（第1条～第10条の3）、第2部「労働に関する規定」（第11条～第17条の3）、第3部「健康及び安全に関する措置並びにその他の緊急規定」（第18条～第33条の2）、第4部「末尾規定」（第34条～第35条）となっている。

また、同命令は、通常所得保障金庫⁴等による労働者の所得保障、季節労働者等に対する手当、経済的な困窮状態にある世帯に対する給付⁵などのほか、首相令で定められた制限措置により影響を受ける事業者に対して助成金を支給することを定めている。この支給に際して、業種ごとに、制限措置の影響を踏まえて助成金額が決定される点が注目される。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年1月8日である。

¹ 緊急法律命令とは、緊急性及び必要性の要件を満たした非常の場合に政府が制定する、法律と同等の効力を有する命令で、公布後60日以内に、国会の定める法律により承認されなければ失効する（憲法第77条第2項及び第3項）。

² D.L. 28 ottobre 2020, n.137, Ulteriori misure urgenti in materia di tutela della salute, sostegno ai lavoratori e alle imprese, giustizia e sicurezza, connesse all'emergenza epidemiologica da Covid-19. 以下、URLを表記していない法令の条文に関しては、イタリア共和国の法令ポータルサイト（Normattiva website <<http://www.normattiva.it/>>）を参照した。

³ L. 18 dicembre 2020, n.176, Conversione in legge, con modificazioni, del decreto-legge 28 ottobre 2020, n.137, recante ulteriori misure urgenti in materia di tutela della salute, sostegno ai lavoratori e alle imprese, giustizia e sicurezza, connesse all'emergenza epidemiologica da COVID-19.

⁴ 通常所得保障金庫制度とは、一時的な市場の状況や天候不順を含む、企業又は労働者の責めに帰すことのできない一時的な事由のために、労働活動の縮減又は停止がもたらされたことによって賃金の減少した製造業及び建設業の労働者に手当を支給する制度である。“Cassa Integrazione Guadagni Ordinaria,” 3 aprile 2017. Istituto Nazionale Previdenza Sociale website <<https://www.inps.it/nuovoportaleinps/default.aspx?itemdir=50599>>

⁵ こうした措置は、従来も実施されていた。芦田淳「【イタリア】新型コロナウイルス感染症対策—家庭・労働者・企業に対する支援—」『外国の立法』No.284-1, 2020.7, pp.16-17. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11512841_po_02840105.pdf?contentNo=1>; 同「【イタリア】新型コロナウイルス感染症対策—経済復活のための措置—」同誌 No.285-1, 2020.10, pp.10-11. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11553725_po_02850104.pdf?contentNo=1> を参照。次に述べる事業者に対する助成も、算定方法等が一部異なるが、それ自体は既に実施されていた。

3 事業者に対する助成

(1) 首相令による制限措置

2020年10月24日首相令⁶は、新型コロナウイルス感染症の拡大抑止のため、労働上又は就学上の必要性、健康上の理由等がある場合を除いて、公的又は私的な交通手段による移動をしないよう強く推奨した(第1条第4項)ほか、様々な制限措置を設けた。

当該措置のうち、後述する137号命令の規定に関連するものとして、①スポーツジム、プール等の営業中止(同条第9項第f号)、②屋外の場合も含む、劇場、コンサートホール、映画館等における公衆に開かれた公演の中止(同項第m号)、③屋外の場合も含む、ダンスホール、ディスコその他類似施設における活動の中止の継続(同項第n号)、④パール(喫茶店)、レストラン、菓子店を含む飲食業の営業時間を5時から18時までとし、着席して飲食する場合⁷の最大人数をテーブル当たり4人までとすること(同項第ee号)などが挙げられる。

(2) 従来の助成

2020年5月19日緊急法律命令第34号「新型コロナウイルス感染症による疫学上の緊急事態に関連した健康、労働及び経済に対する支援並びに社会政策に関する緊急措置」(以下「34号命令」)⁸は、2019年の売上げが500万ユーロ⁹以下で、かつ、2020年4月期の売上げが前年4月期と比較して3分の2未満になった事業者に対する助成を定めた。当該助成の額は、2019年4月期と2020年4月期の売上げの差に10~20%の割合¹⁰を乗じた額と定めた(第25条)。

(3) 137号命令による助成

137号命令は、34号命令による助成を受給した者について、当該助成額に業種ごとに定めた割合を乗じて算定した助成金を支給するものとした(第1条。代表的な事例については下表参照)。34号命令による助成金を受給しなかった者も、新たに申請すれば受給が可能である。その場合は、まず34号命令に基づいた助成額を仮に算定し、それに基づいて137号命令による実際の助成額を算定する。なお、137号命令は、助成対象となる事業者の範囲を拡大し、2019年の売上げが500万ユーロ超の事業者にも助成を認めている¹¹。

表 代表的な事業者に対して助成額の算定に用いる割合及び平均的な助成額

事業者の業種	算定に用いる割合 (%)	平均的な助成額 (ユーロ) (注)
タクシー	100	1,026
パール(喫茶店)、菓子店	150	それぞれ 2,941、3,482
レストラン、スポーツジム、映画館	200	それぞれ 13,920、4,056、17,667
ディスコ	400	11,592

(注) ここでは、事業者の2019年の売上げが40万ユーロ以下の場合の平均的な助成額を算定している。

(出典) 137号命令の規定及び「Il Decreto Ristori.」 Governo Italiano website <<http://www.governo.it/it/approfondimento/il-decreto-ristori/15550>> を基に筆者作成。

⁶ D.P.C.M. 24 ottobre 2020, Ulteriori disposizioni attuative del decreto-legge 25 marzo 2020, n.19, convertito, con modificazioni, dalla legge 25 [sic] maggio 2020, n.35, recante «Misure urgenti per fronteggiare l'emergenza epidemiologica da COVID-19», e del decreto-legge 16 maggio 2020, n.33, convertito, con modificazioni, dalla legge 14 luglio 2020, n.74, recante «Ulteriori misure urgenti per fronteggiare l'emergenza epidemiologica da COVID-19». <<https://www.gazzettaufficiale.it/eli/id/2020/10/25/20A05861/sg>> なお、[] は筆者による補記であり、正しくは「22」である。

⁷ ただし、イタリアでは、レストランを除き、パール等においては着席せずに飲食する方が一般的である。

⁸ D.L. 19 maggio 2020, n.34, Misure urgenti in materia di salute, sostegno al lavoro e all'economia, nonché di politiche sociali connesse all'emergenza epidemiologica da COVID-19. 34号命令の概要に関しては、芦田「【イタリア】新型コロナウイルス感染症対策—経済復活のための措置—」前掲注(5)を参照。

⁹ 1ユーロは、約123円(令和3年1月分報告省令レート)である。

¹⁰ この割合に関しては、①2019年の売上げが100万ユーロ超500万ユーロ以下の場合は10%、②当該売上げが40万ユーロ超100万ユーロ以下の場合は15%、③当該売上げが40万ユーロ以下の場合は20%と定められている。

¹¹ 売上げが500万ユーロ超の事業者については、前掲注(10)で述べた割合のうち、10%を適用する。